

事務連絡
令和4年12月16日

地区薬剤師会 担当役員 様

公益社団法人 東京都薬剤師会

**令和4年度調剤報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和4年度調査)への
ご協力のお願い(回答協力周知のお願い)**

平素は当会の会務推進にご尽力賜り心より御礼申し上げます。

さて、別紙の通り、令和4年12月9日付 日薬業発第334号にて日本薬剤師会より標記調査についての通知がありました。

厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会(中医協)の診療報酬改定結果検証部会では、令和4年度診療報酬改定の結果について検証することを目的とした下記の特別調査を実施することとなりました。

これらの調査は、厚生労働省保険局医療課名で作成され、全国から無作為抽出された保険薬局と当該保険薬局を通じた患者等を対象としており、調査対象施設には委託先となる「PwCコンサルティング合同会社」から、12月12日以降に順次資料が発送されております。

つきましては、貴地区内で書類を受け取られた会員薬局から照会等がありましたら、**次期調剤報酬改定に向けて基礎資料となる大変重要な調査**である旨の趣旨と、必ず期限(令和5年1月10日(火))までに迅速かつ的確な回答をされるようご周知のほどお願い申し上げます。

記

【調査種類及び調査対象】

① 在宅医療、在宅歯科医療、在宅訪問薬剤管理及び訪問看護の実施状況調査

- ・在宅患者調剤加算の届出を行っている保険薬局 3,000 薬局
- ・上記調査対象薬局が訪問薬剤管理指導を行った患者 2 名

② リフィル処方箋の実施状況調査

- 1) 令和4年4月～6月にリフィル処方箋の応需実績がある保険薬局
- 2) リフィル処方箋の応需実績がない保険薬局 1)・2) 計 1,000 薬局
- ・上記調査対象薬局に調査期間中に来局した患者 2 名
- ・直近6カ月間で保険薬局に処方箋を持参した患者(無作為抽出) 1,000 名

③ 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査

- ・保険薬局 1,500 薬局
- ・調査対象薬局に調査日に来局した患者 2 名
- ・直近1カ月間で保険薬局に処方箋を持参した患者(無作為抽出) 1,000 名

日 薬 業 発 第 334 号
令 和 4 年 12 月 9 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令和4年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和4年度調査)への
ご協力をお願い

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中央社会保険医療協議会(中医協)の診療報酬改定結果検証部会では、令和4年度診療報酬改定の結果検証調査(令和4年度調査)に係る特別調査を実施することとなり、本件に関する協力依頼がありました(別添1、2)。

このうち、薬局に係る①在宅医療、在宅歯科医療、在宅訪問薬剤管理及び訪問看護の実施状況調査(別添3)、②リフィル処方箋の実施状況調査(別添4)、③後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査(別添5)についての調査票等をいただきましたので、お知らせいたします。

調査対象は、①在宅患者調剤加算の届出を行っている薬局3,000施設を、②は令和4年4月～6月にリフィル処方箋の応需実績がある薬局とリフィル処方箋の応需実績がない薬局の合計500施設を、③は全国1,500施設の保険薬局(いずれも無作為抽出)となります。また、①と③の調査については、保険薬局を通じた患者調査も実施されます。

同調査の結果につきましては、今後の診療報酬(調剤報酬)改定に係る基礎資料として非常に重要なものです。貴会におかれましても調査の趣旨を十分ご理解いただき、調査客体となった保険薬局から照会を受けた場合などには、迅速かつ的確な回答が行われるよう、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、同調査は厚生労働省保険局医療課から委託を受けたPwCコンサルティング合同会社にて実施され、令和4年12月12日(月)以降順次、調査票が発送される予定であることを申し添えます。

<別添>

1. 令和4年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和4年度調査)へのご協力のお願い
2. 令和4年度に実施する令和4年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査の概要
3. 在宅医療、在宅歯科医療、在宅訪問薬剤管理及び訪問看護の実施状況調査
4. リフィル処方箋の実施状況調査
5. 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査

令和4年12月

令和4年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査
(令和4年度調査) へのご協力のお願い

謹啓 時下、皆様におかれましてはますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

保険医療行政の運営につきましては、日頃から格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会（以下「中医協」）における診療報酬改定結果検証部会のもと、令和4年度の診療報酬改定による影響等を検証するために、特別調査が実施されることになりました。

本調査の結果は、中医協における診療報酬改定の結果検証に係る議論のための大変重要な資料となります。

なお、本調査業務は、厚生労働省より委託した業者により、調査対象施設に対して、後日、調査票が送付されることを申し添えます。

調査の対象となった各会員の皆様におかれましては、ご多用の折、大変恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

謹白

別添 2

令和4年度に実施する令和4年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査の概要

1. 件名

令和4年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（令和4年度調査）

2. 調査目的

中央社会保険医療協議会における診療報酬改定結果検証部会のもと、令和4年度の診療報酬改定による影響等を検証するために特別調査を実施し、診療報酬改定の結果検証のための資料を得ることを目的とする。

3. 調査の概要

(1) 在宅医療、在宅歯科医療、在宅訪問薬剤管理及び訪問看護の実施状況調査

①調査の概要

令和4年度診療報酬改定において、質の高い在宅医療、在宅歯科医療、在宅訪問薬剤管理及び訪問看護を確保する観点から、在宅医療については外来在宅共同指導料の新設等、在宅歯科医療については、歯科訪問診療料の評価の見直し等、在宅訪問薬剤管理については、在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算の新設等、訪問看護については、専門性の高い看護師による訪問看護の評価の推進等を行った。

これらを踏まえ、本調査では、改定に係る影響や、在宅医療、在宅歯科医療、在宅訪問薬剤管理及び訪問看護を実施している保険医療機関等の訪問の実施状況、患者に行われている医療内容、介護関係者との連携状況等について調査・検証を行う。

②調査対象及び調査客体

【医療機関調査】

- ・在宅療養支援診療所 1,000 施設
- ・在宅療養支援病院 600 施設
- ・在宅医療を提供している在宅療養後方支援病院又は地域包括ケア病棟入院料の届出を行っている病院 500 施設
- ・在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料の届出を行っている一般診療所 400 施設
- ・訪問看護・指導体制充実加算の届出を行っている医療機関 悉皆・約 150 施設

【医療機関患者調査】

- ・上記の施設において訪問診療を行った患者 2 名、訪問看護を行った患者 2 名

【歯科医療機関調査】

- ・在宅療養支援歯科診療所 2,000施設
 - ・その他の歯科診療所 1,000施設
- 上記合計約3,000施設

【歯科医療機関患者調査】

- ・上記の施設において訪問診療を行った患者 2 名

【保険薬局調査】

- ・在宅患者調剤加算の届出を行っている薬局 3,000 施設

【保険薬局患者調査】

- ・上記の訪問薬剤管理指導を行った患者2名

【訪問看護調査】

- ・訪問看護ステーション 1,000 事業所
(機能強化型訪問看護ステーションは悉皆・約 860 事業所とする。)

【訪問看護患者調査】

- ・上記の施設において訪問看護を行った利用者4名

③スケジュール

12月12日以降順次 調査票発送

(2) 精神医療等の実施状況調査

①調査の概要

令和4年度診療報酬改定において、地域移行・地域生活支援の充実を含む質の高い精神医療を評価する観点から、薬物依存症患者に対する入院医療管理の充実、アルコール依存症の外来患者に対する集団療法の評価の新設、摂食障害入院医療管理加算及び精神科身体合併症管理加算の見直し、精神疾患を有する者の地域定着に向けた多職種による支援の評価の新設、継続的な精神医療の提供を要する者に対する訪問支援の充実、児童思春期精神科専門管理加算の見直し、通院・在宅精神療法の見直し、精神科救急医療体制の整備の推進、クロザピンの導入を目的とする転院患者に係る要件の見直し、かかりつけ医等及び精神科医等が連携した精神疾患を有する者等の診療に係る評価の新設、救急患者精神科継続支援料の見直し、救命救急医療における自殺企図患者等に対する治療等に係る評価の見直し等を行った。

これらを踏まえ、本調査では、改定に係る影響や、関連した取組の実施状況等について調査・検証を行う。

②調査対象及び調査客体

【病院調査】

- ・精神科救急急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、地域移行機能強化病棟入院料、精神科急性期医師配置加算、精神科急性期医療体制加算、こころの連携指導料、療養生活継続支援加算、精神科在宅患者支援管理料の届出病院
- ・精神病棟入院基本料、精神療養病棟入院料を算定する病院から無作為抽出（上記に該当しない医療施設より抽出）

上記合計約1,200施設

【病棟調査】

- ・病院調査の対象施設に、以下の入院基本料等を届け出ている病棟についてそれぞれ回答を求める。

a. 精神科救急入院料 b. 精神科急性期治療病棟入院料 c. 精神科救急・合併症入院料	・ a、b、cの届出を行っている全病棟について記入
d. 精神病棟入院基本料（10対1、13対1、15対1） e. 精神療養病棟入院料	・ d、eの届出を行っている病棟より1棟を選択の上記入

【診療所調査】

- ・こころの連携指導料、療養生活継続支援加算、精神科在宅患者支援管理料等の届出診療所のうち、無作為抽出した診療所 500 施設

【入院患者調査】

- ・病院調査の対象施設に、精神科救急急性期入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、地域移行機能強化病棟入院料を算定している患者、こころの連携指導料、療養生活継続支援加算等の算定患者、精神科訪問看護・指導料の算定患者を最大6名選定

【外来患者調査】

- ・診療所調査の対象施設に、こころの連携指導料の算定患者2名、療養生活継続支援加算等の算定患者2名、精神科訪問看護・指導料の算定患者2名、最大6名を選定

③スケジュール

12月12日以降順次 調査票発送

(3) リフィル処方箋の実施状況調査

①調査の概要

令和4年度診療報酬改定において、症状が安定している患者について、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用できるリフィル処方箋の仕組みを設け、処方箋の様式を変更した。

これらを踏まえ、本調査では、改定に係る影響等について調査・検証を行う。

②調査対象及び調査客体

【保険薬局調査】

- ・令和4年4～6月にリフィル処方箋の応需実績がある薬局
 - ・リフィル処方箋の応需実績がない薬局
- 上記合計 500 施設

【病院・診療所調査】

- ・令和4年4～6月にリフィル処方箋の発行実績がある病院・診療所
 - ・リフィル処方箋の発行実績がない病院・診療所
- 上記合計 1,000 施設

【患者調査】

- ・保険薬局調査の対象施設に調査期間中に来局した患者のうち、1施設につき2名
- ・病院調査の対象施設に調査期間中に受診した外来患者2名
- ・診療所調査の対象施設に調査期間中に受診した外来患者2名
- ・直近6か月間で保険薬局に処方箋を持って来局した患者のうち、無作為抽出した1,000名

③スケジュール

12月12日以降順次 調査票発送

(4) 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査

①調査の概要

令和4年度診療報酬改定で実施された後発医薬品の使用促進策により、保険薬局における一般名処方の記載された処方箋の受付状況、後発医薬品の調剤状況や備蓄状況、保険医療機関における一般名処方の実施状況、後発医薬品の使用状況や医師の処方などがどのように変化したかを調査・検証するとともに、医師、薬剤師及び患者の後発医薬品に対する意識について調査・検証を行う。

②調査対象及び調査客体

【保険薬局調査】

- ・全国の保険薬局のうち、無作為抽出した 1,500 施設

【診療所調査】

- ・ 保険医療機関のうち、無作為抽出した診療所 1,500 施設

【病院調査】

- ・ 保険医療機関のうち、無作為抽出した病院 1,000 施設

【医師調査】

- ・ 病院調査の対象施設で外来診療を担当する医師のうち、1 施設につき診療科の異なる医師 2 名

【患者調査】

- ・ 保険薬局調査の対象施設に調査日に来局した患者のうち、1 施設につき 2 名
- ・ 直近 1 か月間で保険薬局に処方箋を持って来局した患者のうち、無作為抽出した 1,000 名

③スケジュール

12月12日以降順次 調査票発送

(5) 明細書の無料発行の実施状況調査

①調査の概要

明細書の無償発行については、平成20 年度以降順次、義務対象が拡大されているところであるが、現在、医科・歯科診療所のうち正当な理由があるものについては無償発行の義務対象外とする経過措置が設けられている。また、現在は電子レセプト請求を行っていないことから努力義務とされている訪問看護事業者について、令和6年度からは電子レセプト請求が開始されることとなっている。

これらを踏まえ、今後の明細書の無償発行の義務対象の範囲について検討するため、本調査では、明細書の無償発行の現状や課題等について調査・検証を行う。

②調査対象及び調査客体

【医療機関調査】

- ・ 「正当な理由」の届出を行っている診療所 450 施設（悉皆）

【訪問看護調査】

- ・ 訪問看護ステーション 1,000事業所
（機能強化型訪問看護ステーションは700事業所（悉皆）とする。）

【患者・利用者調査】

- ・ 上記の医療機関調査及び訪問看護調査対象となった施設の患者・利用者、1 施設につき 4 名

③スケジュール

12月12日以降順次 調査票発送

4. 調査委託業者

PwCコンサルティング合同会社